令和7年度

監査委員事務局（公平委員会）の方針書

組織名	監査委員事務局（公平委員会）
所属長名	藤山 篤志

1. 組織の使命（ありたい姿）

〔監査委員事務局〕
監査委員の指揮の下、市の行財政が適正かつ効率的に運用されているか否かをチェックし、改善に向けた指摘等を行うとともに、監査結果を市民に公表し、市政の信頼確保に資する。
〔公平委員会〕
公平委員会の審査を通じ、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障する。

2. 組織の抱える課題（現状）

(1)各種監査での指摘事項の改善と再発防止に取り組む必要がある。
(2)多様化する市民ニーズや社会情勢の変化への対応と対策が求められている。
(3)業務の複雑化及び高度化への対応と効率性の向上が急務となっている。

3. 今年度の『スローガン』

適正な監査・審査等の実施により庁内の業務改善に貢献しよう

4. 今年度の方針

(1)適正で効率的な監査、審査、検査を実施します。
(2)情報の共有と発信により庁内の業務改善取組に貢献します。
(3)事務局職員の専門知識の習得と習熟を図ります。

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	適正で効率的な監査、審査、検査の実施
	取組内容	・正確性、合規性、経済性、有効性、効率性等の観点から計画的に監査を実施します。 ・決算、基金の運用状況、健全化判断比率等を関係諸表の確認や意見聴取により適正に審査します。 ・各会計の現金出納状況について、毎月適正に検査します。 ・地方自治法で規定する監査請求に対し、請求内容に応じた適切な調査を実施します。 ・公文書及び財務会計システムの電子決裁に対応した監査・検査手法を確立します。
(2)	実現したい成果	情報の共有と発信による庁内の業務改善取組への貢献
	取組内容	・監査の着眼点・留意点等を周知することで自己点検を促し、より適正な事務事業の執行を呼びかけます。 ・複数の課に共通する指摘事項について、業務統括課と連携しながら業務改善を支援していきます。 ・各種監査制度や監査結果等についてホームページでわかりやすく公表し情報発信に努めます。 ・公平委員会の業務内容について庁内掲示板でお知らせします。
(3)	実現したい成果	事務局職員の専門知識の習得と習熟
	取組内容	・各種研修への参加や自学により広く知識を深め、個人の能力向上を図ります。 ・日頃から業務に関する情報を積極的に収集し有効に活用します。 ・業務に必要な知識や情報、参考事例を事務局内で情報共有し習熟度を高めます。

6. 方針に対する年度上期（4月～9月）の取組状況

(1)適正で効率的な監査、審査、検査の実施
・令和7年3月に提出された住民監査請求の要件審査を行い、その結果を4月15日付で請求者に通知しました。
・第1期定期監査を実施しました。（実地監査日：5月9日、15日、20日、22日、19機関）
・令和6年度各会計決算審査及び基金の運用状況審査、財政健全化判断比率等審査を実施し、決算・基金運用状況の審査意見を8月8日付で、健全化判断比率審査意見書を9月1日付で報告しました。
・財政援助団体等監査を実施しました。（9月29日、補助金2事業）
・毎月の各会計出納検査を実施しました。（4月28日、5月28日、6月27日、7月28日、9月1日、9月29日の6回）
・定期監査、財援団体等監査において、文書管理、庶務事務及び財務会計システムによる事前監査を実施しています。

(2)情報の共有と発信による庁内の業務改善取組への貢献
・庁内外に向けて監査の内容や視点を可視化し業務改善につなげるため、定期監査報告書の形式の見直しを行いました。また、報告書に記載した指摘事項や監査意見だけでなく、報告書には記載しない監査委員からの助言や事務執行上の留意点なども、監査対象部署ごとに文書で通知しました。
・定期監査の実施に際し監査資料の変更点や留意点を庁内掲示板に掲載しました。また、監査指摘事項の低減に向けて自己点検を促すケーススタディ形式の啓発を庁内掲示板で実施しました。（9月）
・各監査結果を市ホームページで公開しました。（住民監査請求、定期監査、決算審査、健全化判断比率審査）
・公平委員会の業務内容について、庁内掲示板に掲載し周知を図りました。（6月）

(3)事務局職員の専門知識の習得と習熟
・東北都市監査委員会研修会（5月）、全国都市監査委員会研修会（8月）、全国公平委員会連合会東北支部研修会・本部研究会（いずれも7月）に参加し、業務に関する情報や知識を収集するとともに、研修内容を事務局内で共有しました。
・秋田県公平委員会連合会総会及び研修会を横手市で開催しました。（6月3日）
・県自治研修所の能力開発研修や庁内のeラーニングなどを受講し、受講内容を事務局内で共有しました。

7. 年度下期（10月～3月）に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

(1)適正で効率的な監査、審査、検査の実施
・財政援助団体等監査（10月7日、9日）と、随時監査として工事監査と物品監査（10月28日）を実施します。
・第2期、第3期定期監査を実施します。（第2期：10月16日～11/18予定、第3期：1月～2月予定）
・毎月の各会計出納検査を適時・適切に実施し、結果を報告します。
・文書管理及び財務会計システム、電子契約システムに対応した効率的な監査手法の確立を図り、監査業務におけるデータ活用のマニュアル作成を進めます。

(2)情報の共有と発信による庁内の業務改善取組への貢献
・定期監査等で確認された事例を踏まえ、事務事業を執行する上での留意点や監査の着眼点を庁内に周知し、自己点検の促進に努めます。
・業務統括課等との情報共有に努め、事務事業の適正化と指摘事項の低減の取組を継続します。
・監査結果及び結果に対する措置状況等について、市ホームページで適宜公表します。
・公平委員会の業務内容について、庁内掲示板等で周知を行います。

(3)事務局職員の専門知識の習得と習熟
・秋田県都市監査委員会研修会（11月）や全国公平委員会連合会研修会（10月31日）など、関係機関の研修の機会に積極的に参加し、業務への活用を図ります。
・引き続き自学自習による知識の習得や情報収集に努めるとともに、外部研修を積極的に受講し、事務局内での情報共有を図ります。

8. 総括（取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】）